

## 令和2年度高知県スクールヘルスリーダー派遣事業実施要項

### 1 趣 旨

経験豊かな退職養護教諭を「スクールヘルスリーダー」に委嘱して、経験の浅い養護教諭が配置されている学校又は養護教諭未配置校（講師配置校を含む。）へ派遣し、校内での研修や個別の対応が求められる子どもへの対応方法等の指導を実施し、子どもたちが抱える現代的健康課題に適切に対処できる環境を整える。

### 2 事業内容

#### (1) 派遣対象校

公立の小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校において、養護教諭未配置校又は採用後4年目までの経験の浅い養護教諭（新規採用養護教諭研修対象者を除く。）が一人配置されている学校

#### (2) 派遣期間

**令和2年5月1日～令和3年2月28日**

#### (3) 派遣時間及び回数

1回につき4時間以上とし、同一校での年間派遣回数は下記を基本とする。

ただし、活動費用が当初予算内で納まり、スクールヘルスリーダーの派遣回数を増加させることによって、より教育的に効果があると認められる場合は、この限りでない。

<派遣対象校及び派遣回数>

未配置校	完全未配置	15回
	講師（経験なし）配置	15回
	講師（経験あり※1年以上）配置	10回
経験の浅い養護教諭配置校	採用2～4年目の若年養護教諭配置	10回

#### (4) 活動内容

- ① 経験の浅い養護教諭（講師）への指導及び助言
- ② 校内研修会における講師（情報提供）
- ③ スクールカウンセラーや地域の関係機関との連携方法に対する指導助言
- ④ 連絡協議会での指導方法などの検討
- ⑤ その他、校長が必要と認めるもの

#### (5) 活動に要する経費

- ① 1回当たりの報償費は、1万円の定額とし、旅費は、高知県旅費規程に基づき計算した額とする。
- ② 報償費の振り込みは、活動実績報告書（別紙様式3）に基づき、直接スクールヘルスリーダーの口座に振り込むこととする。
- ③ スクールヘルスリーダーの活動従事中に事故が発生した場合に備え、保険に加入する。加入の手続き等は県教育委員会が行う。

(6) スクールヘルスリーダーの推薦

[市町村（学校組合）立学校]

校長は退職養護教諭のうちから、スクールヘルスリーダーとして派遣を希望する者を各教育委員会を通じて、県教育委員会事務局保健体育課長に推薦する。

[県立学校]

校長は退職養護教諭のうちから、スクールヘルスリーダーとして派遣を希望する者を、県教育委員会事務局保健体育課長に推薦する。

(7) スクールヘルスリーダーの委嘱

県教育長は、(6)により推薦された者の中で、スクールヘルスリーダーとして適当であると認めた者をスクールヘルスリーダーに委嘱する。

(8) 委嘱の解除

県教育長は、スクールヘルスリーダーが上記(4)に沿った活動を行わず、スクールヘルスリーダーの活動を遂行することが困難であると認めたときは、委嘱の解除をすることができる。

3 事業実施の手順

(1) スクールヘルスリーダーの推薦（申請及び事業計画書の提出）

[市町村（学校組合）立学校]

派遣を希望する学校は下記の書類を期日までに、各教育委員会を經由して県教育委員会に提出する。

提出書類	提出期日	提出方法
・申請書（別紙様式1） ・旅費の試算票	令和2年4月6日（月）	郵送
・事業計画書（別紙様式2）	令和2年4月13日（月）	電子メール
・自己評価シート（別紙様式6） 経験の浅い養護教諭配置校のみ （当該養護教諭が記入）	令和2年4月13日（月）	

[県立学校]

派遣を希望する学校は、下記の書類を期日までに、県教育委員会に提出する。

提出書類	提出期日	提出方法
・申請書（別紙様式1） ・旅費の試算票	令和2年4月6日（月）	郵送
・事業計画書（別紙様式2）	令和2年4月13日（月）	電子メール
・自己評価シート（別紙様式6） 経験の浅い養護教諭配置校のみ （当該養護教諭が記入）	令和2年4月13日（月）	

※定時制・通信制において派遣を希望する場合は、昼間部の養護教諭等が勤務している時間帯は除くこと。

(2) 決定通知

[市町村（学校組合）立学校]

県教育委員会は、スクールヘルスリーダーの派遣を決定したときは、各教育委員会を通じて、当該学校等に通知する。希望が多数の場合は、未配置校を優先し、調整後、決定通知をする。

[県立学校]

県教育委員会は、スクールヘルスリーダーの派遣を決定したときは、当該学校等に通知する。希望が多数の場合は、未配置校を優先し、調整後、決定通知をする。

(3) スクールヘルスリーダーの派遣（活動記録及び経費の支払）

① 旅行命令及び旅費の支払

学校は、スクールヘルスリーダーの活動の前日までに毎回旅行命令簿を作成する。

なお、旅費は、配当外旅費で支給する。

② 活動の記録

スクールヘルスリーダーは、派遣先での活動について活動日誌（別紙様式5）に記録し、期間の区分ごとに校長に提出する。

③ 活動実績報告書の提出及び報償費の支払

[市町村（学校組合）立学校]

校長は、活動実績報告書（別紙様式3）を期間の区分ごとに作成し、活動日誌（別紙様式5）及び旅行命令簿の写しと共に、各教育委員会を經由して、当該区分最終月の翌月の10日（最終区分は3月8日）までに県教育委員会に提出する。

県教育委員会は、活動実績報告書（別紙様式3）と活動日誌（別紙様式5）に基づき報償費を支給し、支払調書を送付する。

また、経験の浅い養護教諭配置校は、活動実績報告書の区分8～10月分を提出する際に、当該養護教諭が自己評価シート（別紙様式6）に記入したものの写しを併せて提出する。

[県立学校]

校長は、活動実績報告書（別紙様式3）を期間の区分ごとに作成する。

校長は、活動実績報告書（別紙様式3）と活動日誌（別紙様式5）に基づきスクールヘルスリーダーに報償費を支給する。支給後は、活動実績報告書に旅行命令簿の写しと報償費の支出に関する証拠書類の写し（経費支出伺、支出負担行為決議書兼支出命令書、支払調書の写し等）を添えて、当該区分最終月の翌月の10日（最終区分は3月8日）までに県教育委員会に提出する。

なお、報償費は、必要額を別途令達する。

また、経験の浅い養護教諭配置校は、活動実績報告書の区分8～10月分を提出する際に、当該養護教諭が自己評価シート（別紙様式6）に記入したものの写しを併せて提出する。

(4) スクールヘルスリーダーの活動終了（年間活動状況報告書の提出）

[市町村（学校組合）立学校]

校長は、年間活動状況報告書（別紙様式4）を作成し、各教育委員会を經由して、

3月8日（月）までに県教育委員会に提出する。

経験の浅い養護教諭配置校では、当該養護教諭が自己評価シート（別紙様式6）に記入したものの写しを併せて提出する。

[県立学校]

校長は、年間活動状況報告書（別紙様式4）を作成し、3月8日（月）までに県教育委員会に提出する。

経験の浅い養護教諭配置校では、当該養護教諭が自己評価シート（別紙様式6）に記入したものの写しを併せて提出する。

※ 活動実績報告書の期日が派遣期間内であること及び、2の（3）で定める派遣回数を超えないものであるか県教育委員会が確認する。

#### 4 その他（留意事項）

（1）事業計画書（別紙様式2）と活動回数が異なる場合には、県教育委員会へ連絡する。

（2）スクールヘルスリーダーの活動内容は、主に養護教諭への指導・助言、子どもが抱える健康課題への対応や校内における指導等である。そのことを踏まえ、学校では、スクールヘルスリーダーが学校の運営方針や教育目標に沿った形で勤務ができるように、また養護教諭や他の職員と適切に連携・協力した運営が図られるように留意すること。併せて、児童生徒に関する個人情報保護及び守秘義務の徹底について指導すること。